

## 社会福祉法人美川福社会役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人美川福社会役員等に対し支給する報酬、費用弁償の額及びその支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給区分)

第二条 理事及び監事に対して各年度の総額が 336,000 円を超えない範囲で支給するものとする。

2 理事長、理事、監事、評議員及び評議員選任解任委員の報酬の額は、次のとおりとする。

職 名	区 分	金 額
理 事 長	日 額	3, 5 0 0 円
理 事	日 額	3, 5 0 0 円
監 事	日 額	3, 5 0 0 円
評 議 員	日 額	3, 5 0 0 円
評議員選任・解任委員	日 額	3, 5 0 0 円

(報酬、費用弁償の支給方法)

第三条 報酬及び費用弁償は、毎年度末日までに支給する。

(費用の弁償の区分)

第四条 費用の弁償は、出務日当及び美川福社会美川苑職員の給与規程第 1 7 条の通勤手当の日割りによる車賃とする。

第五条 出務日当は、1 日 1,000 円とする。

第六条 出張等の旅費の支給は、社会福祉法人美川福社会旅費規程による。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 3 月 29 日から施行し、平成 13 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。